

# ひたちなか市教育委員会会議録

令和7年 第11回 ひたちなか市教育委員会 9月定例会 会議録					
令和7年9月29日(月)		開会 午後4時00分		閉会 午後4時50分	
場 所 市役所第3分庁舎 防災会議室1					
出席委員	教育長 秋本 光徳	教育長職務代理者 佐藤 達		委員 大塚 佳代子	委員 原 嘉昭
欠席委員			委員 鬼澤 宏幸		
会議に出席した事務局職員	補 職 名				氏 名
	教育部長				箱崎 勝子
	教育担当参事				檜山 知之
	総務課長				田口 清幸
	学校管理課長				笹沼 義孝
	保健給食課長				金澤 幸浩
	参事兼指導課長				田村 寿俊
	青少年課長				住谷 太一
	中央図書館長				近藤 貴史
	総務課文化財室長				鈴木 正幸
	総務課課長補佐兼係長				益子 太
	総務課主任				清水 貴文
議案審議等	議案第16号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第17号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について【公開】			
	議案第18号	史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について【公開】			
	議案第19号	ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について【公開】			
その他	その他（1）	9月定例市議会における教育委員会関係事項について【公開】			
	その他（2）	業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について【公開】			

令和7年第11回ひたちなか市  
教育委員会9月定例会会議録

開会 16:00

教育部長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。お手元の次第に従いまして、令和7年第11回教育委員会9月定例会を進めさせていただきます。

それでは、教育長よりご挨拶並びに開会の宣告をお願いします。

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について

青少年課長 それでは、議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、本規則で引用する同法の規定が改正されたため、所要の改正を行おうとするものです。

第9条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めました。改正点の説明につきましては以上になります。

【質疑、意見等】

特になし

\*議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第17号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について

青少年課長 それでは、議案第17号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示についてご説明させていただきます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務に係る様式について、国の標準仕様に合わせるための改正を行うほか、所要の改正を行おうとするものです。

第5条第1項第1号ア中において「就労（就労予定）証明書」を「子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号に規定する様式第1号」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に、「様式第4号」を「様式第3号」に改めます。

第6条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第5号の2」を「様式第5号」に改めます。

また、様式第1号中においては、事務管理上必要のない市使用欄の「申出書」を削除させていただきました。改正点の説明につきましては以上になります。

#### 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第17号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示については、全員一致で可決されました。

#### 議案第18号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

総務課長 それでは、議案第18号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。

既に年度当初にご説明しましたとおり、令和6年2月の十五郎穴横穴群の国指定を受けまして、十五郎穴横穴群及び虎塚古墳の2つの国指定の文化財が隣接していることから、一体的な整備に向けた計画とするため、有識者のほか、地域の方や観光分野の方等からもご意見を伺いながら、令和7年度からの3か年で十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画を策定してまいります。策定にあたりましては、保存活用計画策定委員会を設置し、各分野の方々に委員をお願いしてご意見を伺うとともに、文化庁や県、市の関係各課の職員にはオブザーバーとして参画いただくことを予定しています。

要綱の概要ですが、第3条におきまして委員を9人とすることとし、第1号の学識経験を有するものについては、市の史跡保存対策委員をお勤めいただいている方の中から十五郎部会、虎塚部会、横穴墓、史跡整備又は保存科学を専門とする方を6名、第2号の地域の代表者を1名、第3号の

その他必要と認める者は観光など活用視点の代表者を2名とすることを予定しております。

任期は、3か年での作成となりますので、令和9年度末までとなります。

その他、委員会の運営に必要な事項を規定しております。

説明は以上となります。

### 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第18号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定については、全員一致で可決されました。

### 議案第19号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

学校管理課長 それでは、議案第19号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示の制定についてご説明させていただきます。

この要綱は、子育て支援の充実と幼児の心身の健全な発達を図るため、市立の幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等における教育活動（預かり保育）の事業の実施に関し、必要な事項を定めています。

今般、長期休業日における預かり保育の実施時間を午前8時45分より繰り上げて実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

資料の3ページをご覧ください。新旧対照表になりますが、第5条第1項第2号中、長期休業日における実施時間を、「午前9時から午後4時まで」から「午前8時45分から午後4時まで」に改正しようとするものです。

その理由につきましては、公立幼稚園の教育時間は午前8時45分開始となっていますが、夏休み等の長期休業日の預かり保育については午前9時から開始となっています。父母ともに就労の家庭では、出勤時間の関係で、9時を待たずに8時45分に預けないと間に合わないという方もいらっしゃるようです。そのため、長期休業時の預かり保育開始時間についても、保護者の利便性向上を図るため、通常の教育開始時間と同じ8時45分に繰り上げるものです。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第19号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示の制定については、全員一致で可決されました。

### その他（1） 9月定例市議会における教育委員会関係事項について

教育部長 令和7年9月定例会における一般質問の概要について、ご報告いたします。

その他（1）の資料をご覧ください。

今回の一般質問は11名の議員が質問をしており、うち教育委員会関連については、5名の議員から質問がありました。その中から、何点かご説明いたします。

まず、1ページ、No.1北原議員から、太陽光発電設備を活用した環境教育について、モニターの見える化や、授業におけるデータの活用に関しての質問がありました。

太陽光発電設備は、現在、11校に設置しており、モニターは目につきやすい昇降口や廊下に設置していること、授業では、小学校では実験キットを使用した体験や発電量を身近な例で考える学習、中学校では、発電量が何世帯分賄えるか、などについて学習している状況を答弁いたしました。設備が未設置の学校では、ネットワークの利用により見ることができますことから、すべての学校で環境学習を進めていくと答弁しております。

次に、No.2加藤議員から、オーバードーズ対策について、教育現場での取り組みに関する質問がありました。

この質問に対しては、重大な社会的課題であると認識しており、薬物乱用防止教室の開催や保健体育の授業で違法薬物の危険性のほか、市販薬の過剰摂取について扱っており、身近なリスクであることを伝えていく、としております。また、オーバードーズの背景にある子どもの悩みに相談しやすく、声を上げやすい風土づくりに努めていく、と答弁いたしました。

次に、3ページ～5ページにかけて、No.5～11宇田議員から、新中央図書館についてと学校体育館へのエアコン設置について質問がありました。

新中央図書館につきましては、No.5にありますように、基本設計に対するパブリックコメントの結果に関しては、21名の方から91件、多岐にわたる多くの意見をいただいたこと、できるだけ意見を反映していくよう

努めていくしております。

No.7 太陽光発電設備の導入につきましては、建物の構造は荷重に耐えられる構造となっておりますが、整備費用やランニングコストなどを見ながら判断する必要があり、現時点では設置の計画はないことを答弁しております。

4ページ、No.8とNo.9につきましては、職員体制としては、現在司書の資格がある職員は合計で14名となっており、今年度も1名募集していること、学校やコミセンとの連携に関しては、学校に図書館の本を貸し出す、学校支援図書パックや、コミセンなどの公共施設への配本について、利用促進に努めていくとの答弁をいたしました。

また、学校体育館へのエアコン設置につきましては、No.10と次の5ページ、No.11にありますように、整備費用などから現時点では設置するという判断には至っていないところですが、災害時の避難所としては、空調が設置されている教室を利用できるようにしていくこと、体育の授業などは振り替えて授業時間を確保していると答弁しております。

最後に、5ページ、No.12～14 打越議員からは、新中央図書館建設について、これまでの経緯について質問があり、現在地に決定された経緯などについて、答弁いたしました。

以上、概要のご説明とさせていただきましたが、全体的には、お送りしております資料をご覧いただければと思います。

9月定例会の報告については以上でございます。

### 【質疑、意見等】

特になし

#### その他（2） 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

学校管理課長 それでは、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」についてご説明させていただきます。

資料が2枚ありますが、こちらは8月19日に開催されました文部科学省の有識者会議「教師を取り巻く環境整備特別部会」の資料となります。

資料1～3の指針（改正案）の資料をご覧ください。

今年6月に改正給特法が成立したことにより、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、服務監督教育委員会には「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表等が義務付けられました。文部科学省が定める指針に、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるものとなっておりまして、この指針に基づき計

画を策定することとなります。

改正のポイントの「3. 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」のところになりますが、目標として、令和11年度までに教育職員の1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする、1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の職員を100%とすることを目指すとされております。

「4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等」のところですが、実施計画には、こちらの記載内容に関する具体的な取組内容を記載することとなります。学校と教師の業務の3分類については、①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務となります。もう一枚の資料1-2に詳細が記載されておりまして、合計19業務があります。これらの分類を踏まえて、教師以外の方々の校務運営への参画を一層拡大し、学校全体の業務を効果的に改善していくための計画の策定を、今後進めていくこととなります。

説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

### 【質疑、意見等】

教 育 長 6月11日に、参議院を通じて、おびただしい数の附帯事項がついて、このような形に最終的に、都道府県立ではすでに令和2年の段階で出来ていますので、今度は市町村も義務事項として、この計画を策定せよという形になってまいりました。

内容を見ると、本当に物理的にも、これをやるのは本当に大変だろうなと思われるところが何点かあります。

令和11年までに、月当たり平均30時間の残業時間にせよということや、2枚目の左下の留意事項の1行目には、実際の時間より短い虚偽の時間を記録することがあってはならないと。虚偽申告は駄目で、管理職は処分されるぞという法律ですけども、そのようなことも明記されていて、なかなかシビアなものだと思います。

国がこれを出してきましたので、市町村としては今まで努力義務だったものが、計画の策定が義務になりましたので、市の教育委員会としても、学校の裁量に任せて、学校ごとに決めなさいっていうとこれはまた学校にとっても負担になりますので、裁量がいい部分と、そうじゃなくて市として統一してあげたほうがいい部分とを、そこら辺をそれぞれの課の中で検討しながら、まとめていきたいと考えているところです。

佐藤委員 学校の近くを夜に通りかかると夜7時くらいでも普通に電気がついています。毎日3時間残業していたら、5日で15時間。4週やったら、それで60時間になります。一方では、先生方は授業の準備をせざるを得ない。授業が終わって子どもたちを帰してからしっかりと準備をというところに研究会があります、発表します、研究協議会がありますとなってきます。いかにこういったものなくしていくかということを本当に考えていかないと難しい。

また、私も教育委員会にいた経験がありますが、学校管理課や総務課、指導課もだけど、そちらの方は、仕事は大丈夫なのかなと思いました。

特に課長さんは、ちゃんと帰っていますか。

指導課長 努力はしております。

佐藤委員 こちらも心配になってしまふんですけども、指導主事さんも帰りが遅いと思いますので心配です。

どこを減らせるかっていうと本当に、何を委員会で応援できるかっていうのを、考えていく必要があるのかなと。厳しいですね。

原委員 今減らすという部分で、この教師の業務だが負担軽減を促進すべきってどういうことなのかなと思って見ているんですけど、例えば授業準備とか、そういうところを教員じゃない人にやってもらひなさいってことだと思うんですけど、それが本当にうまくいくのかなって気持ちがあります。

指導、進路指導の準備、他の方が準備してくれたものをもって、自分が進路指導とかできるかとなると、ちょっと厳しいのかなという感覚を覚えます。学校以外が担うべき業務である、5番の保護者等からの過剰な苦情は学校がやらなくてもいいんですか。余りにひどいものの、そういう対応はこれ学校以外でどこがやってくれるんですか。

佐藤委員 学校以外で、例えば大きな問題は、これは教育委員会さんに投げたりしますけど、直接県に訴えに行く方もいます。県に行っても、教育事務所に降りて来て、市に来て、最終的に学校に来るんですけどね。

学校に来た場合、手に負えない場合には、やっぱり教育委員会、指導課さんとかでお世話になる仕組みです。ただそうすると、多分苦情を1時間2時間聞く担当者が出てきてしまう。

教育長 東京都がカスハラ防止条例を作って、教育の現場でもそれを適用すると

いうようになったんですけど、この5番でいうところの窓口がどこになるのかっていうのは、市立学校の場合は、市の教育委員会になる可能性が高い話ですよね。ただ、市の教育委員会にとって、カスハラにあたるようなレベルになればまたそれをどうするかっていう話になってきます。またはたらいまわしにもできなくて、結局のところ、学校に子どもも保護者も関わり続けることは確かなので、全部が全部外に任せても、最終的にその学校に通い続けるわけなので、解決に本当になるのかという思いは残りますよね。

そういうことがあったので、昨年の議会の中でも、こういうスタッフを雇つたらどうかっていうようなお話を議員さんからいただいたんですけど、この計画を作らなければならないっていうことが、我々頭にありましたので、そこまでは答弁をすることが、実際できなかったんです。

我々の中で本当に優先順位をつけながらやってあげられることっていうのを決めて、無理なところをどこまで、お金はかかるんでしょうけど、国が何%，県が何%，市が何%なんっていうような話にケースとして出てくれば、この三区分うまくまとまっていくと、いよいよそういう段階になっていくのかなと思われます。

原さんが最初におっしゃったように、授業の準備とかっていうのは、研修の延長線上で、どこで区切れるかわからないので、難しいと言われ続けていることなので、本当にこの15番についてはどうなるかわからないですね。

**佐藤委員** 本来であれば、人をつけるのが一番。人が増えれば、何かあってもある程度人がいれば対応できる。今学校で困っているのは、何かで休まれる方がいるときに、そこをフォローしなくちゃならないとなると業務が増える。市独自で人を増やすのも難しい問題があると思う。何とかサポーターとかいろいろな方面で人をつけているんでしょうけども、ボランティアさんや退職教員さんっていうのでも、何人かプラスしていけば、随分変わると思うんだけどなあと考えてしまいます。

**教育長** 基本的に学習に関するところというのは全部繋がっているので、例えば印刷だけ誰かにスタッフの方にお願いしましょうって言って、うまく切り離してお願いできるのならいいんですけど、頭の中で考えながら印刷機を前にしてこう入力したりなんていうことの方が、ひょっとしたら時間が節約できるかもしれない。だから学習とある程度一連繋がっていて、その一部をどなたかに助けてもらう。

あと日本の場合はどうしても学習指導と生活指導が担任に集約されていますので、担任の先生だからこそ、小学校の場合とか、学習指導が上手くいくまたはいかないなんていうことがあるので、そこら辺が分かれてもいいと、分業になってもいいっていう保護者の意識がアメリカみたいにどんどんなっていけば、この三区分というのが上手く流れるようになってくるのかなと思います。

掃除や給食とか、みんな1人の先生が素晴らしいでやれてしまうので、日本の場合はずっとそう来てしまっていますが、そこはセパレートできるんですよね。

佐藤委員 教師として大事なのは、学級経営力と、学習指導力になりますので、どちらもやらざるをえない。でも今教育長がおっしゃったように、こっちの人は学級経営、こっちの人は教科の指導に特化してっていうような形を理想としてやっていければ、学校は変わりますよね。

教育長 こちらについてもまた我々の方で検討させていただいて、青写真ができましたら、またお見せして、ご意見を頂戴できればと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

#### ○全体質問

大塚委員 保護者目線で、こちらの策定を進めていく上で、やはり保護者の方にも、現状その政府主導でこういう形で進んでいるんだと残業時間を削るんだっていうのは、これが結局、現場で今、スクールサポートでボランティアがいっぱい入ってその中に、校舎の修繕などがあって、保護者からよくそんなことしないといけないみたいなお声もいただくのと、あと、スクールサポートスタッフの方が印刷などの補助的な業務をしてくださっておりますが、仕事量をある程度調整しながらお願いしないと、必要以上に請負ってしまって、ものすごく疲れてしまっているっていうような状態も見受けられるので、その辺はここ持ち帰りもしないというところで、この留意事項すごく細かく書いてあってこの持ち帰りの実態把握っていうそういう持ち帰った把握はどうやってするか、あと現場の先生から今結構早い時間に留守番電話に切り替わって、教育委員会の方に繋がると思うんですけど、先生方も、結局今まで学校にお電話がかかってきて対応していたのが、個人で携帯を持つようになってそれはあんまり意味がないんじやな

いかという声をいただいたこともあります。時間に縛られてやるのではなくてその辺はちょっと柔軟に進めていかないと。一生懸命、残業時間の時間を気にして、あれこれなんかこう持ち帰りますってのも違うので、その辺はちょっと丁寧に見ていく必要があるんではないかと思います。

教育長 それは試行錯誤の上、長くかかると思います。先生方にとっては繋がらない権利を守ってあげなきゃいけないですし、かといって、子どもですので、いつ何をするかわからないので、早いうちに止めたほうがいいですね。

大塚委員 だからもう関与しませんよというのではなくてその辺はちょっと柔軟にやって保護者さんにもしっかり理解していただきながら進めていくのが一番かなと思います。

あと地域の方にも「昔の先生方はここまでしていただいたのに、今の先生方は」って言われてそれはちょっと違うと思うんですけど、と申し上げることもあるので、よろしくお願ひいたします。

教育長 実は今提供させていただいた資料の一連のこの会議で出てきた資料の中に、国が用意したチラシが何枚かございまして、ホームページにはアップされているんですけど、それをおそらく使いながら、ホーム&スクールとかうまく使いながら、流させていただくことになろうかなと思います。

佐藤委員 留意事項等の一番下に、管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加とありますが、これは、管理職が先生に早く帰れと言って、帰らないと人事評価がマイナス評価になるってことなのですかね。

管理職から早く帰らない先生に「あなたは働き方改革ができない」って言っても、先生からは「管理職が仕事をたくさん与えておいて」って言われてしまいそうです。私なんかいつも怒られる側になってしまいます。

管理職にも浸透させなくてはならないですね。難しいですね。

教育長 一番下の行は、先生方のその生産性を高めるために管理職としてどのように組織を育てましたかということが問われるということですね。

佐藤委員 あなたの学校はこんなに時間をオーバーしている先生がいますねって言われるようになると大変ですね。

教 育 長 これは、部活動の問題も大変なんんですけど、これも本当に大変だと思います。最初の頃どうなっているのか。

そういうご意見もまた、いろいろお聞かせいただければありがたいなと思います。

佐 藤 委 員 中央図書館が新しくなってきているところで、司書さんについてですが、ひたちなか市では図書館が中央、佐野、那珂湊にありますよね。そこから、例えば学校に、月に1回学校の図書館の見回りとか、2週間に1回学校の図書館に行って、ちょっと手伝うようなことはやっていますか。

中央図書館長 学校図書館に司書が行くということはやっていないんですけど、2年前の話になりますが、司書教諭補助員の方に図書館の利用の話とか、そういうことについてはレクチャーといったことは差し上げたことがございます。向こうから依頼があれば、という体制で、定期的にやっているものではありません。

佐 藤 委 員 人的な問題もあるんですけども、例えば、他市だったら、各学校に、ボランティアさんも含めて司書の人がいて、子どもたちが自由に図書館で勉強してもいいし昼休みに来てもいい図書室があつたり、司書さんが2週間に1回とか3週間に1回、学校を回って、図書室について話し合ったりとか、情報発信をしてしたりします。

中央図書館がせっかくいいものが出てくるので、それを起爆剤に、学校の図書室も何か活性化できるようなものはないかなって思いました。

教 育 長 中央図書館の方でもいろいろ考えてくれているんですけど、今回の答弁の中にもありましたように、本のパックを学校に貸し出すとか、なんているのは盛んにやっています。司書教諭の補助員は何人でしたっけ。

指 導 課 長 5人です。

大 塚 委 員 月2、3回来てくださっていると思います。

教 育 長 その人たちが結構熱心に研修会やって、それで回ってきた学校に還元するっていうのは頑張ってくれています。

大塚委員　　日本語指導で学校に行っておりまして、読書週間に、bingoゲーム形式で、各分類の本を読んで、それが揃ったら、学校から賞状がもらえるっていうイベントをなさっていて、それぞれ小学校の特色を生かした、こういう企画を図書委員さん、子どもたちといろいろ話し合って、いろんなイベントをしていただいている。

佐藤委員　　せっかく中央図書館が新しくなりますからね。本好きの子どもたちが、増えるといいかなと思います。

教育長　　テレビより、画面見ないでラジオで聞いた方が想像力を鍛えられると同じで、ラジオよりも当然活字を読んだ方が想像力働かせられます。それを考えると、おそらく活字はなくならないでしょうね。  
またいろいろ貴重なご意見をよろしくお願いします。

教育長　　(閉会の宣言)

閉会　16：50